

第10回市民会議議事概要

(平成30年3月6日午前10時-12時)

第1 延命政之会長による開会挨拶

延命会長：おはようございます。大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は、平成29年神奈川県弁護士会市民会議の第2回目を開催させていただきます。

本日は新たに小田原市長であります加藤憲一先生、そして今回退任されます池田先生には大変ご足労いただきまして、ありがとうございます。

我々弁護士会としましては、この市民会議の意見をいかに現実のもととして実現していくのが課題でありまして、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

第2 委員、次期執行部、説明要員オブザーバー紹介

1. 加藤憲一委員の自己紹介

加藤委員：ただいまご紹介いただきました小田原市長の加藤憲一と申します。

私は、市民生活における様々な状況、またそれを支えるための行政の運営において、様々な皆様方との関係を築かなければいけないという問題意識を持ちながら、日々市政を運営しております。

昨年は生活保護の問題で話題を提供させていただきましたが、近々、1年を経過する中での報告をさせていただく予定です

そんな思いもありまして、皆様からいろいろな意味で勉強させていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

2. 他の委員の紹介

佐藤みのり会員より、出席委員池田龍彦委員、柿本章子委員、金井克之委員、佐藤奇平委員、篠原正治委員、早川寛委員、牧野孝一委員の紹介があった。

3. 次期執行部の紹介

芳野会員：次期会長の芳野直子と申します。宜しく願いいたします。

今度は、皆さまにご意見をうかがって実行に移していく立場になりますので、是非建設的な素晴らしいご意見いただければと思います。宜しく願いいたします。

村松会員：4月から副会長を務めさせていただきます村松剛と申します。市民会議は、以前法教育の説明で参加させていただいたことありまして、皆さんからの

ご意見というのは、日頃の弁護士会において、なかなか外との接点が十分にあるわけではないので、ありがたい貴重なご意見と思っています。

ご意見をどう生かしていくか悩みどころではありますが、実現していきたいと思しますので、来年度1年間よろしくをお願いします。

池田会員：次期副会長の池田博毅と申します。皆さんとは、ほとんど初対面となりますが、県民の皆さんのご意見を聞きながら、上手く生かせる弁護士会になりたいと思しますので、どうぞよろしくをお願いします。

西本会員：次期副会長の西本暁と申します。私は、横浜国立大学出身ですので、池田先生には大変お世話になっています。皆様どうぞよろしくをお願いします。

池本会員：次期副会長の池本康次と申します。私もこの会議に携わらせていただくのは今日が初めてでございますので、これからご指導いただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

第3 議事

1. テーマ1：法曹志願者減少問題

池田議長：皆さんどうぞよろしくをお願いします。今日が最後の議長で緊張しております。二つの大きなテーマがあるあるのですが、皆様活発な議論をよろしくをお願いします。まず、最初のテーマ、法曹志願者減少問題ということで、中道先生と小平先生、ご説明の程よろしくをお願いします

(1) 中道徹会員、小平展洋会員から概略説明・問題意識の提示

小平会員：ご紹介にあずかりました小平と申します。

法曹志願者の減少がもたらす影響について考えていただく前提として、まず法曹の使命についてご説明させていただきます。法曹の使命については、法曹は法の支配を社会に行きわたらせることにあります。法の支配という言葉については、三権分立によって権力の均衡が保たれ、ひいては国民の人権の保障を図ろうとされていることはご存知のとおりかと思えます。

法曹は三権の一つであり司法権の担い手として、立法府、国会等がつくった法律が憲法に違反していないか、内閣が行った行政が違法不当でないかを監視する使命を果たしています。

続いて、現行の法曹養成制度について、中道弁護士からご説明させていただきます。

中道会員：弁護士の中道と申します。私は海老名で弁護士をしています。横浜国大でロースクール教員もしていました。

まず簡単なプレゼンをいたします。第一生命だったと思うのですが「大人になつたらなりたいもの」という子どものアンケートがありました。去年は何年かぶりに、男子の一位は学者博士、女子は食べ物屋さんとなっています。残念ながら弁護士はでてこないんです。このあたりについて訴求力を深めなければいけないと思っています。

法曹養成がどういうものかということですが、10年くらい前に法科大学院ができて、大きく変わりました。今までは最高裁判所がやっていた司法研修所という教育機関があったのですが、司法研修所は今もありますが、その前に法科大学院に行くということになりました。

法科大学院は、大学院なので、文科省が法曹養成に関係することになります。そして、文科省は、法科大学院を一つの独立した教育機関として考えているのではなく、専門職大学院のひとつとして考えています。専門職学院課程と言われて

います。法科大学院には、実務家教員は2割以上であればよい、他は実務家でなくてよいとなっていて、他の専門職大学院と比べても実務家は割と少ないです。たとえば、医学部では医者が全員やっています。

文科省から見れば、いろいろな専門職大学院の中の一つと見られてしまっているのが、大きな法曹養成の考え方の違いの一つとしていえます。

去年の12月10日に、NHKスペシャルで「追跡 東大研究不正～ゆらぐ科学立国ニッポン～」という番組があったのですが、いま大学では、法科大学院だけではなく、パフォーマンスを示さないと予算がつかない競争的資金というのがあります。その中の一つとして、法科大学院も、先進的取り組みを各大学が出して、それが評価されるという流れになっています。公的支援をメリハリ付けしていて、予算配分、法的資金を入れていくという形になっています。競争原理が働くことはよい面もあります。しかし、パフォーマンスを示すために、学校の先生はレポートを必死に書いて、取り組みを書かなければならないので、研究者達が疲弊しているのが実情です。

先ほどのアンケート結果や修了年度別累積合格率等は全て公表されていますので、配布はしておりませんが、文科省や第一生命のホームページ等にありますのでご参照ください。

次に、ロースクールの学生がどういう生活をしているのかということですが、司法研修所はかつて給費制でしたが、一時期貸与になり、現在戻るかというところ

です。法科大学院授業料平均は、年間、国立の場合80万4000円、私立で109

万5000円です。3年間行くとすると、その3倍というお金がかかります。大学までお金をつかって、それに上乗せする形になりますので、8割以上の法科大学院が独自の貸与・給付等の支援制度を設けています。

大きく法曹制度が変わっているのが実情です。それによってどういう問題が起こっているかはレジュメの第三の2のとおりです。我々は少数者・弱者に目をむけるのが法曹の使命ですから、その人権救済機能が低下してしまいます。また、日本の国力低下してしまうこともあります。たとえば、M&Aができなくなるかもしれないですし、海外とのネゴシエーションもしなくてはいけないので、そういう力が失われてしまう可能性もあります。

小平会員：続きまして、現在の我々の取り組みについて説明します。

現状において司法試験の合格率の向上が見込まれてはいます。当初の合格率7割という目標はさすがに無理という状況ですが、5年受け続けて累積すればトータル7割受かるであろうと予測されています。リスクが高すぎだからやめる人は減るのではないかと思います。

経済的援助としては、平成29年11月からの第71期司法修習生は司法給付金が給付されるようになりました。一時は、全くなくなって1年無給という状況もありました。

大学も時間的コスト短縮のため、早期卒業制度を取り入れる大学は増えています。法科大学院に進学する学生については、成績優秀者は飛び級するという制度も認められています。

日弁連本部とも連携して、私自身も高校・大学に赴き、法曹養成度や日頃の仕事を説明して、法曹の魅力を持ってもらえるように広報活動をしています。

法曹が魅力ある仕事という理解してもらうには、我々日々の仕事が重要であり、その意味で、法曹志願者減少問題の大きな責任のひとつが我々にあるという自覚があります。

私も、私の仕事を見た方が弁護士になりたいなと思ってもらえるように、法的知識や倫理、人間性を磨いていきたいと思っています。

この問題について皆様のお知恵を、忌憚なきご意見を聴かせていただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

(2) 質疑応答・意見交換

池田議長：法曹教育に直接携わってきた中道先生と、法科大学院で教育を受けてきた小平先生、また小平先生は法曹になってから現役の学生の教育サポートもしていて、現場からの声もあります。しかし、現状は法曹志願者減っているということです。優秀な人をリクルートするのは難しくなることはあろうと思いま

すが、どうでしょうか、自由なご意見をどうぞお願いします。

篠原委員：不祥事や収入の減少の問題は誇張して報道されているのではないかと思います。話題にでるのは、弁護士は収入が低く、200～300万しかない弁護士が沢山いるという噂です。悪い噂が多く、発信の仕方が非常に大事ではないでしょうか。悪いイメージをいかに払拭するか、発信の仕方を考えなければならないと思います。

たとえば、マスコミの論説員とも対談しながら、実情をだしていただく等、マスコミに対する運動したほうがいいと思います。私どもも、新聞社の論説員として話をするによって記事にさせていただけることがあり、そういう活動が必要だと思います。

柿本委員：現在の状況の説明をありがとうございました。8割以上の法科大学院が独自の貸与・給付等の支援制度を設けていると初めてお聞きしました。できれば、大学独自のシステムに頼るだけではなく、志高い学生を応援できる体制の充実ははかれるとよいのでは、と思います。司法給付金については、弁護士会・学生・市民・消費者団体などが一体となって運動した成果だと思います。弁護士という職業について、市民や学生・生徒・子ども達への情報発信が大変有効だと思います。是非、一層の取り組みをお願いいたします。

牧野委員：弁護士の就職難や収入減少について、誇張もあるのかもしれないですけど、司法制度改革の中で実際に志願者が減っています。弁護士の就職難や収入減少の実態はどうかを知りたいです。

中道委員：大学院の入学者数が減っているのは事実です。法学部自体も人気に陰りがあります。一方で、子どもの学者希望は増えていて、AI等社会に直接結びつくような科学技術が子供に届いていることで学者志望増えているという側面があるのではないかと思います。法学部が社会的な変化、国際的な変化、についていけないのではないかとともに思います。

また、日本の教育システムは、大学を出ると会社が相当トレーニングしてくれるというものですが、その期間がロースクールの年齢と重なっているところが難しいところです。

たとえば、アメリカの場合、ロースクールに入りたくても入れない人は軍隊に入ってお金を貯めてローに行くという形でやっている方もいて、社会が流動的になっており、何歳の方がローに入ってもそれを受け入れる体勢ができています。一方で、日本は新卒等まっしろな状態で入らないと、という意識があるので、そ

の中で何年か法科大学院に行かないといけないという点で難しさがあったのだと思います。

池田議長：司法試験に合格して弁護士になろうという方々の就職難は、どうですか。

中道会員：最近そうでもないかなと思います。

延命会長：たとえば東京三会では、就職する人は増えています。一方で、地方が減っています。長野、新潟は新入会員がゼロだったそうです。その分、新人弁護士が大都市に吸収されています。弁護士の収入が一時下がってきていたのは上がってきました。受け皿としては十分できつつあるのではないかと言えます。東京三会の大きな事務所が若手弁護士を吸収している面もあって、大都市集中は大きな問題かなとも思います。

木村委員長：いろいろな見方があると思いますが、東京地区では就職状況はだいぶ改善されています。年収ベースで500～600万円くらいになっているようです。この10年くらいで弁護士になった新しい制度の人たちが、新人弁護士を採用しているのが大きいです。一方で、地方事務所で新人弁護士を採用したいけど、来ないという状況はこの2年くらいで出てきています。

牧野委員：皆さんが志願者減少を問題と思っているのかを聞きたいです。合格者が増えて多少改善されていても、難しい試験のわりにはコストパフォーマンスが悪いのが現実ではないでしょうか。かなり難しい試験だけど、合格したとしても、若い人の年収は低く、苦しいという状況があるのではないのでしょうか。収入状況が改善されたとして、平均1000万円という年収があったとしても、ベテランが平均を上げたり、大手事務所に入った人が上げていたりするのであって、一方では、軒弁護士等で苦労しているという現実があると聞きます。

弁護士が魅力的であれば、長期的に見れば志願者が増えるはずですが。減っているということは魅力が失われているということだと思います。魅力が前よりも減ってしまい、割に合わないと感じられてしまっているのではないのでしょうか。そうであると、なりたいたいという人も少なくなります。

弁護士の魅力が収入じゃないというところかもしれないですが、苦労してなくても苦しい時代があるというところ辞めようとなってしまうのではないのでしょうか。どこをどう問題とされていて、どう改善するか論点がはっきりしないように感じます。

小平会員：率直なご意見ありがとうございます。実際に就職難の改善は本当だと思います。数年前、合格者が2000人から1500人になったのが大きな影響を与えていると思います。それが数年前なので収入データには上がってきていないのではないかなと思います。

木村弁護士からもありましたが、就職状況は改善され、収入もこれから少しずつ改善していくのではないかと感じています。

そうとは言っても、それが表立って周知されていないかもしれず、志願者は増えていません。我々がどうすべきか、みなさまのお知恵を貸していただきたいです。マスコミとの意見交換も一つかとは思いました。

いろいろな学校に私自身行っていますが、弁護士の話に興味持つ方もいるけど、それまでに持っていた弁護士のイメージがとても遠いため、まずはその垣根をとりはらっていくというような段階です。

もっと弁護士がどのような仕事をしているかを、発信していきたいです。

池田議長：若いときに一気に1000万円の弁護士になるのは無理な話だと思います。時間が経つにつれて、経験を経てそうなっていくと思います。

加藤委員のご経歴を見ると、いろいろな職業を経験していらっしゃいますが、弁護士になったときのシチュエーションと展開にどういうイメージお持ちでしょうか

加藤委員：小田原市には関東学院大学の法学部ありましたが、私立大学の法学部の不人気で、昨年度から金沢八景にキャンパスが戻る形になりました。法曹界の不人気とイコールではないかもしれませんが、そういう傾向があるのではないかなと思っていました。

地域の市民生活の中で法曹の力を借りる必要がある場面は多いけれど、地味で表にでないことが多く、一般市民や、若者に伝わっていくことが少ないという構造があると思います。

成年後見の問題等、地域には法曹の力がないと解決できない問題が沢山あります。

弁護士の活躍の様子がもっと頻繁に表にでてきて、当事者がマスコミの取材等にも応じて話していくと、弁護士の仕事のイメージが、地域の生活に重要と伝わっていくのではないのでしょうか。

役所の方で、行政の顧問弁護士とは別に、任期付職員という形で行政に弁護士が関わってもらい取り組み広がってきています。各地域、特に地方にこそ、そういうニーズがあると思います。一つの役所で抱えるのはできないけど、複数の役所で抱えるということはできるのではないのでしょうか。

私も経営戦略のコンサル会社にいましたけど、ほとんど社会経験のないまま、社長さん等に対してお話しをしていました。今思えばよく偉そうに言ったなと思います。今では、社会的経験ある方のほうが、問題に直面した方に対する発信が上手だったり、司法にかかわる役割を深い立ち位置で発信できたり、強い使命感を持ってできるのではないかと思います。

そのことと、当面の仕事、稼ぎの問題が絡んでいけば、法曹に経験とキャリアをもった、よりよい多様な人材が集まるのではないのでしょうか。

早川委員：弁護士でも、少数者の味方としてきちんとやってもらえる先生と、会社側だとどうしてもそう見えない先生もいらっしゃいます。本来は会社がやることを弁護士に任せるという傾向にあります。弁護士が増えれば、企業が経営も弁護士に任せるといった切り離しもある気がします。

一つのモチベーションとして収入があると思いますが、大きな社会正義をどう考えるのかという感覚の両方がないと厳しいのではないのでしょうか。そういう感覚の若者が増えるよう頑張ってもらいたいと思います。

金井委員：魅力というのがあったが、子どものころは年取がどうのこうのとは考えてないはず。最近、弁護士はテレビドラマでヒーロー役として出ることも多いです。それなのに、なんでこう魅力が上がらないのか不思議です。医者ドラマをやると希望者が増えるのと同じかと思っていましたが、弁護士はそうでもないようです。

私も、労働組合で組合役員やりながら、そのうち会社を離れて専従役員をやることになり後任を探すのが大変です、魅力がないように捉えられていて困っています。そこで、私は、組合の仕事を笑顔ですることを心掛けています。笑顔でやっているのを見てもらうと後に続く後輩が増えるのかなと思っています。とはいえ、給料の問題もあり家族持ちからすれば魅力が減るといった側面もあります。

私も労働関係で弁護士と一緒に活動する機会あり、労働相談をやってもらったりしますが、そのようなとき弁護士に関わった家族や子ども等が、将来弁護士になろうかなとか思ってもらえたらいいのかなと思います。

市民の皆様にも真に接してらっしゃる皆さんの活躍に期待しています。

池田議長：マスメディアに携わっている佐藤委員としてはいかがでしょうか。

佐藤奇平副議長：そもそもロースクールの司法制度改革で、2割司法と言われていました。本来支援が必要な人に届いてないので、法曹増加への試みが始まった、

という、今はある程度足りていると考えてるのでしょうか。

延命会長：アメリカ型の訴訟社会になれば当然足りません。しかし、日本はアメリカ型にならなかったという前提がありますので、そういう意味では足りていると言っているのかなと思います。

特に都市部で弁護士飽和状態です。一方で地方は足りない状況で疲弊しているという状況をどう考えるかということです。二極化が進んでいますので、一概に足りているかは、言いにくいのではないのでしょうか。

佐藤奇平副議長：地方ではニーズがまだまだあるが足りてない、支援受けられていない人がいるということでしょうか。

延命会長：はい。

佐藤奇平副議長：司法制度改革で、法曹人口を増やしてみたけど、食べられない人も出てきたという報道をするということは、問題提起として意義があったと思います。しかし、改善されると、よいことはあまり積極的に取り上げないというのがマスメディアというところもあって、こういう状況になっているのかもしれない。

神奈川県内では弁護士は横浜周辺に多かったけど、小田原や海老名に増えていると聞いています。

中道会員：10何年前には、私の事務所は海老名で2軒目でしたが、今では相当増えています。神奈川では足りないところは少ないのではないのでしょうか。

佐藤奇平副議長：一時の報道ではなく、定点観測的な報道もメディアとしての役割として必要だと感じました。

池田議長：篠原委員から新聞論説員としっかり議論して、新聞に書いてもらう努力が必要という話もありましたね。ロースクール数が半分近くになっているのは現状です。悪い面が報道され、それが定着してしまうといけません。是非、弁護士のやりがいという、いい仕事というのをマスメディアが取り上げてくれれば、そしてそれに対して弁護士会がいろんなPR活動をしていくというのが大切なんではないかなと思います。

今日説明いただいた中道先生をはじめ、神奈川県弁護士会の先生方がしっかり教員としてやってくださっていることは、自らの弁護士業務をさておいてい

て、その間の負担はものすごく大きいものがあります。それはまさに、弁護士のみなさんが持っているボランティア精神に基づいて行われていることを世間の人は知っていないといけないと思います。

弁護士になったらこんな仕事なんだというのは、市民会議の最初からのテーマだったと思いますので、これからも引き続きどうぞよろしくお願いします。

前半のテーマについていろいろな意見いただきましてありがとうございました。第一のテーマはこれで終わりにします。

2. テーマ2：被害者の人権（報道問題）

(1) 武内大徳会員、上平加奈子会員から概略説明・問題意識の提示

上平会員：今回のテーマは、問題、というよりも、どういった報道のあり方がいいのかということと一緒に考えていただきたいテーマになります。

まず、本テーマについて、当会としては、平成27年に発生した川崎の少年事件の際、その報道のあり方に一石を投じる趣旨で、「犯罪被害者のプライバシー尊重を求める会長声明」（以下「平成27年会長声明」）を発表しました。一般に会長声明は「である調」が多いのですが、平成27年会長声明は「ですます調」で作成されました。この点からも反響が大きかったと記憶しています。

また、当会では、被害者の実名と顔写真が報道された平成29年11月の座間の事件についても、「犯罪被害者のプライバシー尊重を求める会長談話」を発表しました。平成29年会長談話は、平成27年会長声明と同様「ですます調」で作成され、実名報道がなされた11月10日の新聞報道から1週間経過後という早いタイミングで発表に至りました。

平成29年会長談話は、平成27年会長声明を経てもなお、被害者情報の報道について問題が解消していないどころか、むしろ加熱しているのではないか、という疑問を出発点としたものです。平成29年会長談話で1番伝えたかった点は、第4段落の部分（「しかし、そこには、犯罪被害者、遺族のプライバシーがなぜ暴力的に奪われるのか、なぜ本人や遺族の同意なしに生活状況を書き立てられ、勝手に写真を使われるのか、なぜ自宅を報道陣に囲まれて帰宅できないような生活を強いられるのかについての答えはありません。」）です。被害者や遺族は、なぜこのような二次被害を受けなければならないのでしょうか。

犯罪被害者の報道をめぐる具体的な問題点を、交通整理の趣旨でまとめました。

まず、実名報道は本当に必要なのでしょうか。捜査機関から匿名で発表されていても、実名報道が必要と報道機関において判断すれば実名報道がなされています。「実名報道が原則」なのではなく、実名報道は報道機関の裁量で行うことができるものということになります。

次に、国民の知る権利との関係についてです。そもそも知る権利は、国家機関が有する情報の開示を求めるとともに、国民が国政の動きを十分知るための権利であり、報道の公正性の担保の役割も担う権利です。そのため、知る権利は重要な権利であり、国家権力への抑止力としても不可欠な権利です。しかし、平成29年会長談話で指摘をしたのは、あくまでも被害者・遺族という「私人」と報道機関という「私人」との関係であるため、知る権利が問題とされないと考えます。他方、私人対私人の関係においては、利益衡量的問題にされがちですが、被害者・遺族のプライバシー権と報道機関の表現の自由、取材・報道の自由はどちらも重要な権利であるため、双方を比較してどちらが優先という話でもないと考えます。

次に、報道の自由・表現の自由との関係についてです。真実・事実を迅速に、正確に伝えることは報道機関の使命といえます。だからといって、犯罪被害に遭った被害者・遺族に対し、知る権利に資するから我慢をしろ、風化させてはいけないから犠牲になれ、とは言えないのではないのでしょうか。

次に、インターネットの普及による現代的な問題もあります。一度、実名報道や写真の報道がなされれば、インターネット上に半永久的に情報が残ってしまいます。後から削除をしてもキャッシュは残ってしまいます。こうした二次被害について考えた上で、報道機関は報道をしているといえるのでしょうか。

最後に、被害者・遺族の代理人として弁護士がこの問題をどう考えているのでしょうか。被害者側の代理人としては、被害者・遺族に、「表現の自由があるから我慢しなさい」とか「犠牲になりなさい」とは言えません。それが被害者側の希望であれば、報道機関に対し、匿名報道をお願いすることもあります。他方、一切の報道をシャットアウトするよう活動することが本当に弁護士としてあるべきあり方なのかという点は悩むところでもあります。シャットアウトすることにより結局正しい情報が伝わらないことや、周辺への取材が加熱して憶測だけで報道がなされることがあるからです。被害者・遺族の希望だからといって、報道自粛をただお願いするだけでは、弁護士がただの伝書鳩となってしまいます。それぞれの記者さんとお話すると、報道機関も被害者・遺族をいじめようと思って報道しているわけではありません。被害者・遺族や社会にとって有用だと考えて報道している部分もあると思います。弁護士も報道機関も、目指しているところ、すなわち、被害者・遺族のためにどうしたらいいのか、という点は同じだと思うので、その着地点を見つけるために日々もがいています。

(2) 質疑応答・意見交換

池田議長：会長談話を迅速に出されるなど、弁護士会としても意見を強く発信されているようですが、委員のみなさんご意見いかがですか。また、例えば、交通

事故で亡くなった方の実名・写真報道と、座間の事件の写真・実名報道とを比較するとどこか違うところがあるのでしょうか。

武内会員：どこで線引きをするかというのは難しい問題だと思います。そもそも、人の氏名と写真を報道することはプライバシーに対してリスクをはらんでいる、というのが出発点となるのではないのでしょうか。もちろん実名・写真報道に同意があるなら問題はないとは思いますが。

池田議長：鬼怒川の水害事故の際には、行方不明者の人数のみ報道がなされ、実名報道はされていませんでした。そうしたところ、行方不明者と報道された方々は生存されていたことが後から判明しました。このようなこともあるので、匿名での報道という点について、一般の方々がどう思うのかなと感じました。

早川委員：我々は一般人なので、このテーマを議論するにあたり、まずはマスコミの方の考え方を聞きたい。実名報道をするか否かの基準はあるのでしょうか。

池田議長：（マスコミである）佐藤奇平副議長にお話しを伺うのがいいのかと思いますが、まずは委員のみなさんのご意見を聞いてからの方がよろしいのではないのでしょうか。

佐藤奇平副議長：報道する側も一般の方々にどのように受け止められているのかという率直な意見を伺いたいと考えております。

牧野委員：座間の事件は、被害者遺族が実名報道しないでほしいという趣旨の書面をマスコミに提出したがそれでも実名報道がなされたと聞いています。実名報道に同意しない旨の書面があるのになぜ実名報道をしたのでしょうか。何か基準があるのだとは思いますが、匿名希望なのに実名報道をするというのにはきちんとした説明がなければ納得できないのではないのでしょうか。

柿本委員：やはり大変難しいと思っています。過去に、高校生のバイク事故で二人が亡くなった際、運転者の男子高校生は匿名で、後部座席の女子高校生は実名での報道でした。なぜ違いが出るのか疑問に思っています。遺族でしたら匿名での報道を望んだのではないかと感じたからです。座間の事件については、たまたま、被害者が身近にいなかったため、名前を知りたいとは思わなかったのですが、被害者の方々と同じような年齢の娘がいる身としては、どのような経緯で事件に巻き込まれてしまったのかという点は真実を知りたいと感じました。なぜこ

のような事件が起きたか、ということについては、市民は、マスコミから発信される情報以外、知る術がないのです。大きな事件や事故であれば、自分の知り合いが巻き込まれている可能性もあるので、実名報道なら探せるという面もあると思います。まずは警察発表があり、そこから周辺取材等により事件に直接関わりのないことまで、報道されてしまい、受け手である私達もそれに反応してしまうところに問題があるように思います。

池田議長：新聞報道は会社によって考え方が違っているように思います。テレビはセンセーショナルに報道するという問題があります。また、一旦報道されてしまえば SNS 等で拡散され消えないという現代的な問題もあります。このような点で、本テーマは現代の問題点が凝縮されているように感じます。

金井委員：個人のプライバシーは尊重してほしいと思います。被害者の名前を報道することに対する影響は大きく、またいい影響があるとは思えません。悪いことをしたらテレビや新聞で報道されてしまうという、加害者に対する牽制機能はあるとは思いますが。他方、最近の傾向として SNS で加害者と接点を持つようになったなど事件発生に至った経緯に関する事実を知ることは、子を持つ親の立場からすると必要とは思いますが。また、実名報道や写真報道がなされていない場合でも、スマートフォンで検索すると実名や写真が出てくることもあると思います。この世の中でどこまでやるという線引きは難しいとは思いますが、基準があってもいいのではないかと思います。

加藤委員：被害者にはケースバイケースで寄り添って対応するしかないのではないかと思います。また、情報が独り歩きすることで被害者のプライバシーを侵害し続けるということが問題だと思えます。いろいろな人がいろいろな思いを持って事件に関心を持って情報にたどり着くということが国民生活において常態化している以上、報道が慎重に情報を提供してもそれが独り歩きしてしまっているのかなど。被害者や遺族が立ち直るのを半永久的に阻害してしまうという点を踏まえて報道されなければならないと思います。

篠原委員：非常に強烈的な言い方になるのですが、同意なく報道された場合に被害者・遺族側が報道機関を告訴したという事例集を作ったらいいのではないのでしょうか。告訴されたとなればマスコミに対する牽制になると思います。そういう点での告訴はできないのでしょうか。

武内会員：同意なく、また、やめてくれと言っていたのに実名報道・写真報道が

なされた場合、理論的には損害賠償請求をすることもありえると思います。しかし、基準を作ることは難しいし、法律が立ち入ってきてルールを作るというのは望ましくない分野なのではないかと個人的には思っています。具体的な事案によって、現場で弁護士と記者が向き合いながらそれぞれの事件における着地点を探すのがベターかと思えます。

篠原委員：それはそうだと思いますが、1つの判例・裁判例を作ることにより、報道機関もこの問題に対して理解が進むのではないのでしょうか。

武内会員：仮に損害賠償請求をすれば、被害者・遺族が原告となるので、どうしたって被害者・遺族に大きな負担がかかります。そのため、弁護士主導で、やりましょう、というのは難しいと思います。他方、もし被害者・遺族が損害賠償請求の意向を持っているのであれば、全力でお力になります。

早川委員：加害者と実名で報道されて実は犯人ではありませんでした、というようなこともあると思います。個人に対するバッシングが強いのは由々しき事態だと思います。このような観点から、社会的な強制力が必要ではないのでしょうか。大変難しい問題だと思います。

木村委員長：柿本委員のお話しにあった、高校生2名が亡くなった交通事故について、1人が実名報道、もう1人が匿名報道というケースは、運転していた少年は過失事故を起こした加害者になり、少年法で保護されていたため匿名報道で、実名報道された1人は被害者であるため、実名報道されたのかもしれませんが。

柿本委員：そうなんですね。ありがとうございます。

佐藤奇平副議長：たくさんのご意見ありがとうございます。本テーマでの市民会議を迎えるにあたり、これまでの取材や報道の現状を自分なりに整理しましたが、個別の事案によって着地点を見出すことを目指すということは一緒だと感じています。日本新聞協会が2006年に出版した「実名と報道」という書籍がごございます。実名報道についてのマニュアルではなく、どういう考え方をすればよいかということをもとめたものになります。

まず、知る権利についてお話しします。知る権利はあくまで国家権力と国民との関係になります。しかし、現代のマスメディアの取材は、単に国家権力を対象とするではありません。民主主義社会において、どうすれば多様化している社会がよりよい社会になるのか、どこをどう変えたらいいのか、誰に委ねたらいい

のか、という判断を下すのは国民です。そのため、国民には、社会で起きている事象について知る権利があると考えています。このような観点から、公共性・公益性を有している世の中すべての事象が知る権利の対象と考えています。例えば、犯罪だけでなく交通事故についても報道するのは、交通事故が公共性・公益性を有していると考えているからです。大規模な事故が起きたときに自分の知り合いが巻き込まれていないか、というのは誰しもが気になることだと思います。また、事件の背景を探ることによって国民の不安を解消したり、地域社会の安定に資することもあると思います。加えて、犯罪や事故が起きやすい場所・状況といった危機情報の共有という側面もあります。

次に、実名報道についてです。まず、「実名発表」と「実名報道」は別物であるということをご理解ください。警察が実名で発表したから、報道機関が実名で報道するというものではありません。マスコミは、行政や警察に対し、実名で発表してください、と言いつけています。そして、報道する際に、実名にするか匿名にするかという点を報道機関が判断しています。これは、行政や警察という公的機関が得た情報は、公的な税金を使って収集した情報であり、国民の共有財産であるから、隠さずすべて実名で発表すべきだという考え方が根本にあります。報道に際しては、マスコミは実名報道を原則としています。人の氏名は、事実の核心部分・基本要素というべき事柄だからです。また、氏名が明らかになるということで、その報道の真実性が担保されるという側面もあります。匿名で「25歳男性」と報道されるよりも、「A」という氏名をもって情報が提供される方が高い訴求力を持っているといえます。加えて、実名があることで、なぜ被害者が亡くならなければならなかったのか、同じような被害が続かないようにするために何が必要なのかといった取材や報道の起点になります。匿名報道が原則となってしまうと、再発防止のための事情や従前の被害者の情報や周囲の悲しみを社会で共有できなくなります。さらに、実名でしっかりと記録を残すことにより事後検証をすることもできます。また、匿名報道で副次的に生じる混乱を避けるということもあります。

他方、実名報道の原則に対し、例外も多くあります。神奈川新聞社は、共同通信の基準に準拠しており、例外は7つあります。

- ①未成年の犯行・非行（少年法で保護されているため）
- ②精神障害者とその家族
- ③性犯罪被害者
- ④感染症患者
- ⑤刑事事件の参考人段階・任意調べ段階・別件逮捕段階の者
- ⑥自殺未遂、心中未遂
- ⑦暴力団事件、内部告発事件等（氏名が明らかになることで報復のおそれがある

ため)

報道機関としては、上記例外をマニュアルとしているというわけではなく、このような基準があるが、今回はどうか、ということ各社が判断しています。神奈川新聞社においては、座間の事件については、自殺を企図されていた方々が被害者ということで、自殺に関しては匿名報道にするという基準から写真の掲載は見送りました。他方、氏名については、事実の重さという観点から実名報道を行いました。

被害者が亡くなった事案については実名、亡くなっていないければ匿名というのが実情だと思います。

次に、報道被害についてお話しします。報道による被害として、①取材されることを求めないケースにおいてメディアスクラムが生じ、平穏な生活・時間を奪われるという問題、②知られたくないプライバシーを侵害されるという問題、③報道を基にして周囲から誹謗中傷されたり情報が拡散されたりする問題が考えられます。

まず、①メディアスクラムについては、報道機関の課題として、各社が独立していることから、取材の成果を共有しがたいという点があります。企業の競争原理が働くため、他社よりもいいニュースを取ろう、という考え方になってしまいます。それにより、結果的に取材対象に負担がかかってしまうことがあります。また、「特落ち」といって、他社が報道しているのに自社だけ報道できていないという状態への恐怖感があります。そのため、他社が現場から帰るまで現場に張り付いていなければならない、という雰囲気があり、一社だけ現場から撤退するというのが難しいと考えられます。

次に、②プライバシーの侵害については、報道機関には、なにゆえその情報を発信するのか、どの情報が本当に必要な情報なのかという線引きを考えずに、とにかく取材で得た情報を報道するという現実があると思います。

次に、③情報拡散については、企業の競争原理の歪みから生じているものだと思います。なぜ報道するのかをきっちり判断せず、とにかく取材した成果なのだから、と報道してしまい、結果として事件にあまり関係のない、また、取材対象からすれば知られたくない事実まで報道されてしまうということがあると思います。また、そのような報道を望んでいる視聴者・読者への野次馬的意識への忖度もあるかと思っています。

最後に、こうした課題解決に向けた工夫としてできることをお話しします。

まず、報道機関に対する信頼感の醸成が考えられます。公的機関からは、報道機関に対し実名発表をすれば、それはすなわち、実名報道がなされることを意味すると捉えられていると思われており、信頼されていないと思います。この現状を打破するためにも、時間をかけた取材を行なっていくことが必要だと思います。

す。関係者に報道機関が殺到し、判断せずにすべての情報を収集・報道するのではなく、半年後、1年後に被害者や遺族に口を開いていただけるまで待つことも必要ではないかと思えます。

次に、弁護士との良好な関係を築くことが考えられます。被害者・遺族側の犯罪被害支援弁護士に対し、取材の意図をしっかりと説明を行うことが重要だと思います。それと同時に、犯罪被害者支援を行う弁護士には、被害者・遺族側を守る壁になるだけではなく、被害者・遺族側と社会とをつなぐ窓になって、報道機関との調整役を期待しています。被害者支援弁護士から、報道機関に対し、被害者・遺族が報道してほしいと感じている事実を伝えていただけるような、コミュニケーションを取れる関係を築いていければと思っています。

次に、世論の変化もより必要だと考えています。なんでも知りたい、顔写真を探そう、というような世論に対し、被害者・遺族が報道してほしいと感じている情報については世論も求めているというところを醸成してほしいと思います。昨今、不倫報道が過熱していますが、先日の某芸能人の不倫報道については、報道側がバッシングを受けました。このような世論の声があると、報道機関の基準を動かす大きな力になるのではないかと思います。

武内会員：この問題は、昨日今日論じられてきた問題ではありません。報道機関からは、公益性や訴求力を理由に実名報道を行うべきという意見が必ずあります。それは尊重したいですが、私は少数者の権利をもっと考えてほしいと思います。みんなのためにあなたが我慢して下さい、というのは、被害者・遺族の人権を傷つけることになります。だからこそ、大きな事件が発生した場合に、早い段階で被害者・遺族に弁護士が付くということは、被害者側報道側の双方にとって有益なことだと思います。佐藤委員のおっしゃっていた、壁にならないで窓になってくれ、というお言葉は大変感銘ある言葉だと思います。当会では、やまゆり園事件の際には、被害者・遺族に対し、36時間以内に弁護士を派遣しました。また、座間の事件の際には、事件翌日に弁護士が取材対応をしました。このように弁護士が早期に介入することにより、報道機関との調整を図ることができます。報道機関には、「特落ち」を心配するという側面もありますが、弁護士の方から、「今から遺族のコメントを発表します」と伝えることができれば、記者さんも安心して現場から帰れるのではないのでしょうか。当会は被害者支援弁護士がよく機能しているかと思うので、今後も意見交換の場を持っていきたいと思っています。

佐藤正知副会長：思いがけず立派なシンポジウムに参加した気分です。また、当会の犯罪被害者支援委員会からのサジェストの場にもなっていたと思います。今後も、弁護士会・弁護士と報道機関との間でよい関係が築ければと思います。

柿本委員：なるべく早く弁護士が付くことが重要と思いましたが、どうやったら被害者が弁護士につながるのかというのを知りませんでした。神奈川ではきちんとした制度が整備されているようですが、全国どこにいても同じようにできるのがいいと思います。

徳久副会長：一般の方々からすれば、被害者側で弁護士を付けたらどれぐらいの費用がかかるのかという点も関心事なのではないでしょうか。

武内会員：被害者支援については、日弁連の犯罪被害者法律援助事業があります。資力基準はありますが、基準を満たせば費用は援助事業から出ますし、後から返済不要です。当会の犯罪被害者支援委員会では、200から250件程度の実績がありますが、ほとんどの案件でこの援助事業を利用しています。また、公判になれば、被害者参加弁護士を付けるための援助の制度もあります。

池田議長：みなさんからたくさんのご意見をいただき、また、佐藤委員におかれましては周到な準備をいただきありがとうございました。多様な状況の中で線引きが難しいですが、ケースごとに判断が必要ということだと思います。報道機関も多種多様で、共同通信の作成した基準があるものの、それに関知していないような報道機関もあるように思います。また、現代的なインターネットの問題もあるし、それが大きな社会的影響を持っているのが現状です。時代とともに、実名・写真報道についての考え方は変化していくのではないのでしょうか。報道機関も、常に初心に戻りながら考えてほしいと思います。弁護士会がしかるべきコンタクトをしっかりととって、まさに被害者・遺族と社会とをつなぐ窓となることが重要であるという意見交換を本日できたと思います。被害者・遺族に寄り添うことが必要ですが、どのように寄り添っていくのか、という点を今後醸成していくべきでしょう。最後に、告訴についての事例集を作ることも1つ重要だと思います。

第4 池田龍彦議長によるご挨拶、次回平成30年度第1回市民会議について 池田議長・柿本委員退任ご挨拶

柿本委員：4年間ありがとうございました。この4年間で弁護士会が発信されている情報が多岐にわたり、社会正義の実現のために日々多大な努力をされていることを知ることができました。弁護士の先生及び弁護士会には、市民の味方として大いに活動していただくことを期待しています。まだまだ、情報が市民に届きにくいと感じておりますが、私個人としてはツイッターで法曹関係者をフォローするなど、チャンネルを工夫して情報を収集するようになりました。これか

らも充実した活動をしていただけますよう、応援しております。

池田議長：4年間ありがとうございました。理事者にも委員にもお世話になりました。私自身、すごく勉強になりました。弁護士会が日に日に活動し社会に尽くしていることを心底理解できました。このような活動が市民になかなか浸透していないという点が今後の課題だと思います。仕事の都合で今回で議長及び委員を退任させていただきます。市民会議がますます活発に議論し、神奈川県弁護士会がますます発展するよう祈念して最後のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

佐藤みのり会員：平成30年度第1回市民会議については、追って調整させていただきます。

第5 木村良二広報委員長による閉会挨拶

木村委員長：広報委員長の木村です。大変中身の濃い議論をいただき、ありがとうございました。法曹人口減少問題について、補足させていただきます。司法制度改革によりロースクール制度ができましたが、同時進行で規制改革の波もありました。閣議決定で、2010年度の合格者3000人を目指すと決定されました。それに対し、どう考えても弁護士が過剰になるということで、日弁連が反対運動をしてきました。その中で、例えば、いい職場がなければ奨学金で破産しなければならない、弁護士になっても他にアルバイトしている人もいる、というようなネガティブキャンペーンが行われてしまいました。このような活動により、結果として、閣議決定は覆りましたが、同時に、法曹志願者を減少させてしまうという大きな問題もあったと思います。国民に理解をいただきながら、今後優秀な後進を育てていくのが大きな課題と思っています。

今回で退任となる、柿本委員、4年間貴重なご意見ありがとうございました。同じく退任となる池田議長には、市民会議の歴史に残る貢献をいただきました。

改めて、委員の皆さんに御礼申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上